

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-131
許認可等の種類	開発許可を受けた地位の承継の承認			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第45条			
許認可等の概要	開発許可を受けた地位の承継の承認又は不承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(S46.1.28 規則第7号)</p> <p>第12条 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、開発許可に係る地位の承継承認申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 当該土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類</p> <p>(2) 当該開発行為を行うにたる資力を有することを証する書類</p>			
基準の制定根拠	都市計画法本文 開発許可制度運用指針 I - 15【別添⑤】			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	本庁承認(都市計画法第29条の本庁許可を受けたものに係るものに限る):21日(内訳:建設事務所7日、本庁14日) 建設事務所承認(都市計画法第29条の建設事務所許可を受けたものに係るものに限る):14日			
期間の制定根拠	開発許可制度運用指針 II【別添⑤】			